



しずくちゃん
水源環境保全・再生
イメージキャラクター

平成29年9月26日

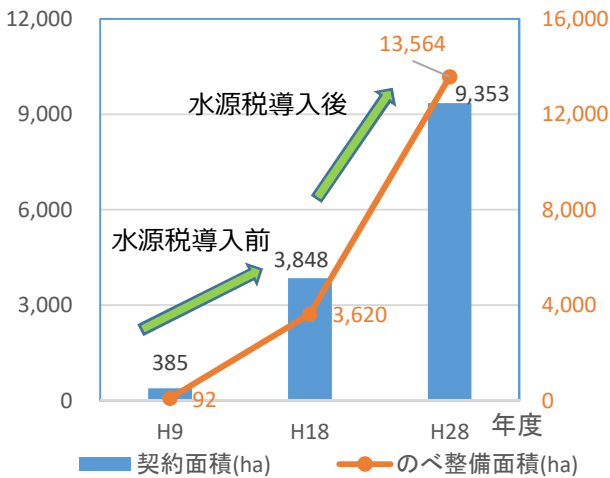


県央地域水源林 ニュースレター

発行元：神奈川県県央地域県政総合センター

第01号

図1 県央管内の契約面積及びのべ整備面積の推移



整備がすすむ水源の森林

平成9年から始まった水源の森林づくり事業。初年度契約面積385ha、整備面積92haからスタートした県央管内の水源の森林も、平成28年度末には、契約面積9,353ha、整備面積はのべ13,564haとなりました。

特に、多くの県民の皆様のご理解・協力を得て平成19年度に始まった水源環境保全税(水源税)の導入以降は、契約面積、整備面積とも飛躍的に増加しました。(図1,2)



整備直後の水源の森林
(相模原市緑区寸沢嵐地内)

返還がはじまった水源協定林

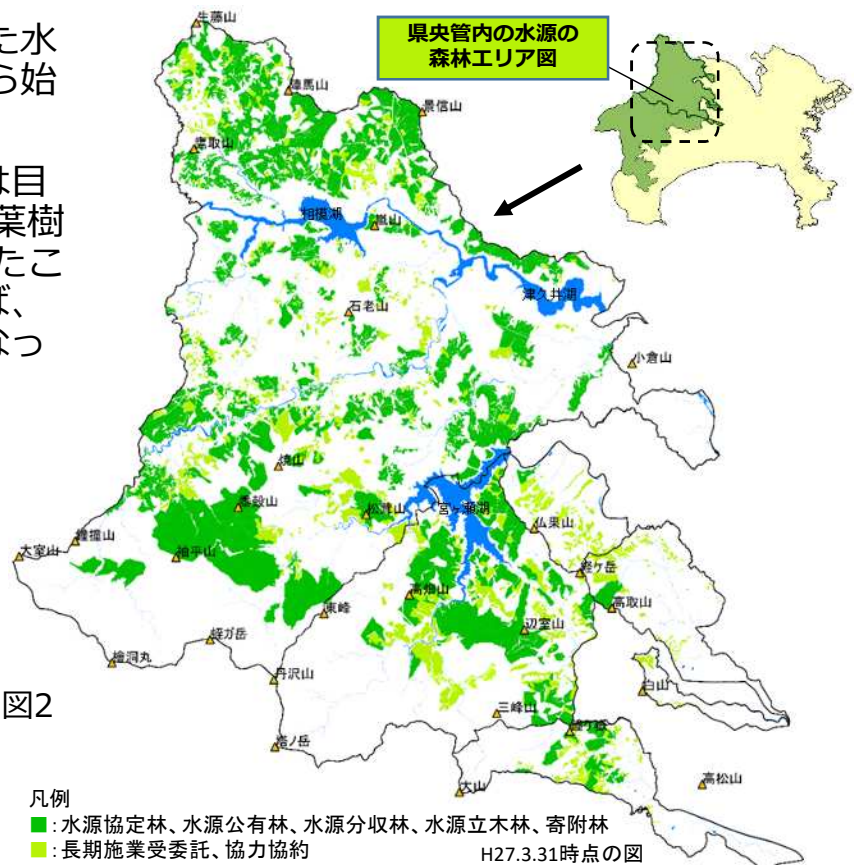
20年間の契約期間満了を迎えた水源協定林の返還が平成28年度から始まりました。

契約者に返還が行われる森林は目標林型(針広混交林、活力ある広葉樹林)に向けて森林整備を行ってきたことにより災害等がおこらなければ、特段手入れの必要がない状態となっています。



契約者へ返還された水源の森林
(相模原市緑区小原地内)

県央管内の水源の森林づくり事業実施マップ



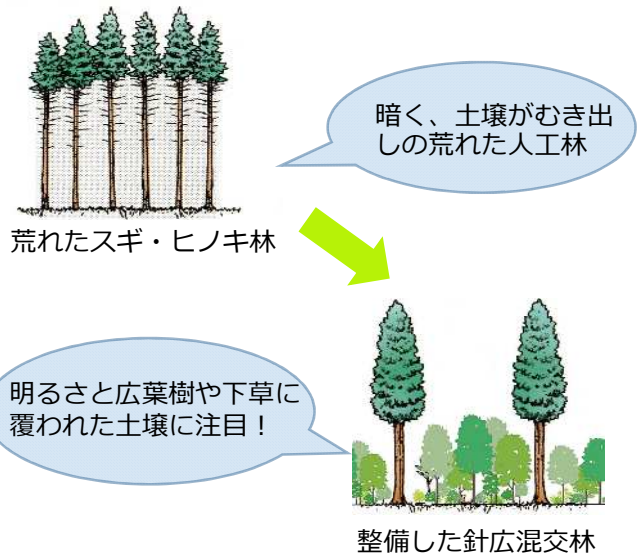
しずく先生の教えて水源林整備！（水源協定林の整備）

なぜ、針広混交林を目指すの？

水源林整備は「土壌を保全する」ことが第1の目的です。針広混交林とすることで、土壌への落葉等の供給が増え、地下では複雑に根茎が発達します。この多様な樹種構成により土壌の侵食・流出が抑えられ、水源かん養機能が向上します。

荒れたスギ・ヒノキ林を針広混交林に誘導するためには、間伐を行い広葉樹が生育しやすい明るい環境をつくる必要があります。

現場では、個々の森林の状態にあった方法を調査し、整備方法を決めていきます。



第3期かながわ水源環境保全・再生実行五か年計画 （平成29年度～平成33年度）



第3期計画からの新たな契約手法と変更のあった契約手法などを紹介します！ 買取り、協力協約、水源分収林に契約内容等の変更はありません。

<変更>水源林整備協定

林道から遠い人工林が対象となります。広葉樹林は対象外となりました。

<新制度>短期水源林整備協定

森林の状況に応じて、10年を基本とする協定を締結し、森林整備を行います。

<平成24年度から始まった>長期施業受委託

林道から近い人工林が対象となります。所有者と森林組合等が契約を締結し、森林組合等が整備をします。

しずくちゃんからのお願い

このような場合は必ず連絡をおねがいします！

- 契約地の売買、権利設定、譲渡などは県の事前同意が必要です。
- 相続が発生したときは契約の承継手続きが必要です。
- 住所・振込先・代表者変更などは変更の手続きが必要です。



お問合せ先

〒252-0157 相模原市緑区中野937-2 042-784-1111

神奈川県県央地域県政総合センター 水源の森林部

新規契約の相談、契約内容の変更 : 水源の森林推進課 内線：272～277

整備の内容等について : 水源の森林整備課 内線：282～286